

平成30年4月23日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 坂口正勝  
3番 猪村利恵子  
5番 江口康成  
7番 上田雄一  
9番 吉川里己  
11番 松尾陽輔  
13番 石橋敏伸  
15番 松尾初秋  
18番 牟田勝浩

副議長 川原千秋  
2番 豊村貴司  
4番 山口等  
6番 吉原新司  
8番 古川盛義  
10番 末藤正幸  
12番 池田大生  
14番 宮本栄八  
16番 山口昌宏  
20番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末藤彰彦  
次 長 江上新治  
議事係 長 吉永和彦  
議事係 員 田中弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	次
副	市長	浅	井	雅
教	育	浦	郷	究
総	務	水	町	直
総	務	高	倉	秀
企	画	古	賀	龍 一
営	業	神	宮	一
営	業	松	尾	和
福	祉	岩	瀬	
福	祉	牟	田	由 紀
こ	ども	松	尾	
こ	ども	山	口	泰
ま	ち	庭	木	
会	計	末	藤	勇
上	下	今	福	
総	務	川 久	保	和
財	政	山	崎	正
企	画	松	尾	謙
選	挙	村	上	宏
監	査	谷	口	
農	業	前	田	
				実

---

**議 事 日 程** **第 3 号**

4月23日（月）10時開議

日程第1	第37号議案	専決処分の承認について（平成29年度武雄市一般会計補正予算（第10回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第2	第38号議案	専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第3	第39号議案	専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第4	第40号議案	監査委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	第41号議案	監査委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	第42号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	第43号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第8	第44号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第9	第45号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第10	第46号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第11	閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）	（議決）

---

開 議 10時

**○議長（杉原豊喜君）**

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第40号議案から第46号議案までの7件の議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

**日程第1 第37号議案**

日程第1. 第37号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。水町総務部長

**○水町総務部長〔登壇〕**

おはようございます。第 37 号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）を専決処分したものでございます。

平成 30 年 3 月 15 日に株式会社サクセス代表取締役川口喜三郎様から、高齢者福祉に活用してほしいとの御意向で 100 万円の御寄附をいただきました。よって、この寄附金により、5 月 7 日の新庁舎の開庁にあわせ、高齢者の方が利用しやすい窓口用記載台を購入するための経費を計上した、平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）を 3 月 30 日に専決処分をしております。専決処分いたしました補正予算書につきましては別紙のとおりであります。

よろしく御承認を賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

第 37 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 37 号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 37 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 37 号議案 専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第 2 第 38 号議案

日程第 2. 第 38 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。水町総務部長

#### ○水町総務部長〔登壇〕

第 38 号議案について補足説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、武雄市税条例について所要の改正を専決処分したものであります。

主な内容としては、法人税において法人が国外に子会社を持つ場合の租税回避を抑制するための措置と延滞金の計算期間について国税に準じて見直しをし、また、土地に係る固定資

産税の負担調整と特別土地保有税の特例措置を現行のまま3年間延長したものでございます。なお、専決の日は平成30年3月31日であります。

よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（杉原豊喜君）**

第38号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第38号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第38号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案 専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

**日程第3 第39号議案**

日程第3. 第39号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。岩瀬福祉部長

**○岩瀬福祉部長〔登壇〕**

おはようございます。それでは、第39号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の9ページからでございます。

本議案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に交付されたことに伴いまして、同日付で議案書11ページにございます、別紙武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したところでございます。その内容を御報告し、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、軽減措置の拡充、以上の2点の改正を行っているところでございます。

まず1点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

これにつきましては、基礎課税額に係る医療分の限度額をこれまでの54万円から58万円

に引き上げるものでございます。今回の改正では後期高齢者支援金等課税額 19 万円、介護納付金課税額 16 万円につきましては据え置きとなっております。その結果、課税限度額全体では改正前の 89 万円から 93 万円、4 万円の引き上げを行ったところでございます。これにより、本市の影響額といたしましては約 900 万円の増を見込んでいるところでございます。

次に、2 点目の国民健康保険税の軽減措置の拡充に伴う改正であります。

まず、国保税の 5 割軽減の軽減判定の所得基準をこれまでの 27 万円から 27 万 5,000 円に引き上げ、また、2 割軽減の軽減判定の所得基準を 49 万円から 50 万円に引き上げ、軽減措置の対象を拡充するものでございます。今回の軽減措置の拡充によりまして、約 160 万円の減収を見込んでいるところでございます。

これらの改正の施行期日につきましては本年 4 月 1 日といたしております。

以上で第 39 号議案の補足説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

第 39 号議案について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 39 号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第 39 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 39 号議案 専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第 4 第 40 号議案

日程第 4. 第 40 号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

おはようございます。第 40 号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

現在、識見監査委員をお願いしております山口清司氏の任期が本年 4 月 30 日をもって満

了になります。つきましては、引き続き同氏に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、山口さんの経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

第40号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第40号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第40号議案を採決いたします。第40号議案 監査委員の選任について同意を求める件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案すなわち山口清司氏を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

**日程第5 第41号議案**

日程第5. 第41号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案の審議に際し、地方自治法第117条の規定により8番古川議員の退席を求めます。

〔古川議員退席〕

提出者からの説明を求めます。小松市長

**○小松市長〔登壇〕**

第41号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

任期の満了と先の市議会議員選挙の執行により、新たに古川盛義議員に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

なお、古川議員の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

第41号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 41 号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 41 号議案を採決いたします。第 41 号議案 監査委員の選任について同意を求めめる件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 41 号議案、すなわち古川盛義君を武雄市監査委員に選任することに同意を求めめる件は、これに同意することに決しました。

議員の除斥を解きます。

〔古川議員戻席〕

#### 日程第 6 第 42 号議案・日程第 7 第 43 号議案

日程第 6. 第 42 号議案 教育委員会委員の任命について及び日程第 7. 第 43 号議案 教育委員会委員の任命についての、以上 2 件を一括議題といたします。

提出者からその説明を求めます。小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

第 42 号議案及び第 43 号議案 教育委員会委員の任命について一括して御説明申し上げます。

教育委員会委員の古場勝憲氏、河内利大氏の任期が本年 4 月 28 日をもって満了いたします。つきましては、後任として大庭弘毅氏、馬場ひとみ氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、両氏の経歴につきましては添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしく願いいたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

第 42 号議案及び第 43 号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 42 号議案及び第 43 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたした

いと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 42 号議案及び第 43 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論採決を行います。討論及び採決については議案ごとに行います。

まず、第 42 号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 42 号議案を採決いたします。第 42 号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 42 号議案、すなわち大庭弘毅氏を教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第 43 号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。第 43 号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第 43 号議案、すなわち馬場ひとみ氏を教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

#### 日程第 8～第 10 第 44 号議案～第 46 号議案

日程第 8. 第 44 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第 10. 第 46 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についての以上 3 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

第 44 号議案から第 46 号議案までについて一括して御説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております 3 名の方の任期が本年 4 月末日をもって満了いたします。第 44 号及び第 45 号議案では久原義博さん、福地純一さん、お二人を再任とし、第 46 号議案では現委員の大渡正之さんの後任として山領好郎さんを新たに選任したいと考えております。つきましては、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、3 名の方の経歴につきましては、それぞれ添付いたしております資料のとおりでござ

ざいます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第 44 号議案から第 46 号議案までの以上 3 議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 44 号議案から第 46 号議案までの以上 3 議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第 44 号議案から第 46 号議案までの以上 3 議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については議案ごとに行ひます。

まず、第 44 号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 44 号議案を採決いたします。第 44 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めめる件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第 44 号議案、すなわち久原義博氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求めめる件は、これに同意することに決しました。

次に、第 45 号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。第 45 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めめる件については御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第 45 号議案、すなわち福地純一氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求めめる件は、これに同意することに決しました。

次に、第 46 号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 46 号議案の採決を行います。第 46 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めめる件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 46 号議案、すなわち山領好郎氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

#### 日程第 11 閉会中継続調査申出について

日程第 11. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査と付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の件については閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 30 年 4 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 10時18分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副 議 長 川 原 千 秋

〃 臨 時 議 長 山 口 昌 宏

〃 議 員 坂 口 正 勝

〃 議 員 山 口 等

〃 議 員 上 田 雄 一

会 議 録 調 製 者 末 藤 彰 彦

